

室蘭市消費者被害防止ネットワーク No.49

この情報は室蘭市消費者被害防止ネットワークに加入している会員へ配布しています。
企業・団体など新規会員も随時募集しています。



事例1 「マイナンバー制度の導入に伴い、**個人情報**を調査中である」と言って、女性が来訪し、**資産**や**保険の契約状況**などを聞かれた。本当に**行政機関**がそのような調査をしているのか。
(60歳代 女性)

事例2 若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きしたか」との電話があった。「まだしていない」と答えると、「**早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない**」などと言われ、**不審**に思った。
(70歳代 男性)



マイナンバー制度に 便乗した詐欺に注意

ひとこと 助言

上のよう
なことは
ありません

信じちゃダメ



- マイナンバーの通知や利用手続き等で、**国や自治体の職員**が**家族構成、資産や年金・保険の状況**等を聞くことはありません。
 - 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。不審なメールは無視しましょう。
 - 万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。
 - 少しでも不安を感じたら、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(**消費者ホットライン188番**)。*
- *なお、「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度の問い合わせは、**マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 (無料)**で受け付けています。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第235号改訂特別号 (2015年11月18日) 発行：独立行政法人国民生活センター

ネットワークで地域を守ろう消費者の安全・安心

【問い合わせ先】

室蘭市消費者被害防止ネットワーク事務局 室蘭市幸町 1-2 室蘭市地域生活課内 電話 0143-25-2380	消費者被害相談は室蘭市消費生活センターへ 室蘭市幸町 1-2 室蘭市役所本庁舎 1階 電話 0143-25-3100 平日9時~17時
---	---